

移動に係る計画書項目例

【宛先等】

計画書の提出は、法人の場合代表者名で、吹田市長宛の書面とする。

【記載事項例】

- 1 移動しなければならない理由
- 2 移動元、移動先の名称・所在地
- 3 運搬計画
 - (1) 運搬するPCB廃棄物の種類・型式・容量・数量等
 - (2) 運搬回数
 - (3) 運搬時期（年月日・時間等）
 - (4) 運搬手段（車種、車両番号、運転者氏名（所属等）、伴走車等）
 - (5) 運搬ルート（原則として自動車専用道路を運搬、地図添付）
 - (6) PCB廃棄物の梱包方法、固定方法等
- 4 搬出・運搬・搬入時の確認事項及び安全措置等
 - (1) 事前確認事項
 - ・数量・型式・油漏れ等の確認（点検記録簿、受け渡し表添付）
 - (2) 積み込み方法（安全性の確保に関する事項：責任者の明確化）
 - (3) 積み下ろし作業
 - ① 数量、型式、油漏れ等の確認（点検記録簿、受け渡し表添付）
 - ② 開封作業（安全性の確保に関する事項：責任者の明確化）
- 5 事故時の対応等
 - (1) 連絡体制に関する事項
 - (2) 事故時の応急措置に関する事項
 - (3) 事故後の恒久的措置に関する事項

【その他の事項】

- 1 積み込み→運搬時→積み下ろし時→保管について各確認のための写真撮影
- 2 保管数量変更による、各事業所の変更前・後の機器一覧表（届出様式に準ずる）
- 3 完了後、法に基づく「PCB廃棄物保管事業場の変更届出書」、点検記録簿、写真を提出

(移動に係る計画書作成例)

令和 年 月 日

吹田市長宛

住 所 大阪府中央区大手前
名称又は氏名 大阪太郎株式会社
代表者 大阪 太郎

PCB廃棄物の移動に係る計画について

1 移動する理由等

今回、大阪府〇〇市にある、大阪太郎株式会社第1工場を廃止・閉鎖し、清算売却することに伴い、現在同場所において保管しているPCB廃棄物を移動する必要性が生じてまいりました。新たな保管場所の選定にあたり、移動中のリスクを考慮し最短距離で、PCB廃棄物を既に保管管理している、大阪府△△市にある本社工場に移動させる計画を策定しました。

2 移動前後の保管場所

移動元：大阪府〇〇市■町1-2-3 大阪太郎株式会社第1工場
電話 012-345-678 (内線111) 工場長 ○×太郎

移動先：大阪府△△市◇町3-2-1 大阪太郎株式会社本社工場
電話 876-543-210 (内線222) 施設管理課長 △□次郎

3 移動に係る責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者 関西太郎 (大阪太郎 (株) 施設課長)

4 運搬計画

(1) 運搬するPCB廃棄物の種類等

識別番号	数量	製造者名	種類	型式等	製造年月	容量
A-1	1	〇〇電器	高圧コンデンサ	A F	1968/7	50KVA
A-2	1	〇〇電器	高圧コンデンサ	K L-1	1969/7	50KVA
B-1	1	〇〇電器	高圧トランス	不燃性油入	1970/6	30KVA
計	3					

(2) 運搬回数

1回

- (3) 運搬時期
令和2年3月1日(日) 午前5時から6時
交通量が少ない日曜日の早朝に設定
 - (4) 運搬手段
車両：2トントラック(自社トラックで自社運搬)
形態：オープン(幌で対応)
車番：大阪123 お12-34
運転者：大阪太郎株式会社第1工場 主任 大阪次郎
伴走車：大阪321 お43-21
(運転者 大阪太郎株式会社 本社工場 主任 大阪三郎)
本社待機者：大阪太郎株式会社 本社工場 環境課長
 - (5) 運搬ルート
別紙地図参照。なお、安全のため自動車専用道路を活用すべきですが、経路にないことから、最短の一般道路を閑散時に運搬します。
 - (6) 梱包方法等
鉄箱にコンデンサ・トランスを据え、隙間部分には硬質ゴムによる緩衝材を挟み、転倒及び移動防止を図ります。また、車両と鉄箱については、移動しないようゴムバンド等で固定します。
 - (7) 梱包作業
梱包は、碍子・ドレインコック等の突起物に衝撃を与えないよう十分に注意して慎重に作業を行う。
- 5 搬出・運搬・搬入時の確認事項及び安全措置等
- (1) 確認作業
搬出・搬入時にPCB廃棄物の数量確認及び油漏れの確認を行い、現保管状況、積み込み・積み卸し時及び移動後の保管状況について各写真撮影を行う。
なお、数量確認は「保管状況届出書」で、油漏れ等の確認は別紙点検記録簿で行う。
 - (2) 積み込み作業
 - ① 積み込み作業は、落下等による破損・PCBの漏出の危険性が高いことから、特別管理産業廃棄物管理責任者の指導・監督の下、慎重に作業を行う。
 - ② 運搬車両はPCB運搬専用とし、同時に他の物品や廃棄物の搬送は行わない。
 - ③ 運搬車両への積み込みは、過積載とならないようにする。
 - ④ 運搬車両への積み込み・固定後、雨水対策としてビニールシートで覆う。

(3) 運搬作業

- ① 事前に打ち合わせた運搬ルートを確認を行う。
- ② 伴走車は常に運搬車の後方を走行し、荷崩れ等異常がないか随時確認を行い、異常が認められた場合は、事前に用意した無線機器等で、運搬車に連絡を行い、安全な場所で荷台の確認・修正作業を行う。
- ③ 運搬車（者）及び伴走車（者）は、常に別紙緊急連絡体制表を携帯し、緊急時対応に備える。

(4) 積み下ろし作業

- ① 積み下ろし作業は、落下等による破損・PCBの漏出の危険性が高いことから、特別管理産業廃棄物管理責任者の指導・監督の下、慎重に作業を行う。
- ② 積み下ろし後の開封作業についても、①と同様に行う。
- ③ 梱包材・運搬容器等でPCBが付着したものがあつた場合は、PCB汚染物としてドラム缶等に保管する。

6 事故時の対応等

(1) 緊急時対応（交通事故等）

- ① 別紙緊急時連絡表にしたがい、本社及び関係機関への連絡を行う。
- ② 機器からの油漏れがあつた場合
 - ・車両に事前に用意した工具等を用いて、初期の回収作業を行う（工具等）ウエス、白土、ゴム手袋、スコップ、汚染物収納容器
- ③ 流出した場合
 - ・関係機関の指示に従い、回収作業を行う。

(2) 恒久的対策

周辺地域及び生活環境上の影響を最小限とするため、本社内に別紙委員会を設置し、関係機関の指導を受けながら、対応を行う。

7 その他

- (1) 別紙により、運搬に係る社内管理体制を策定する。
- (2) 作業完了時には点検記録簿を提出する。

(添付資料)

- 1 運搬経路図（地図に経路を示したもの）
- 2 保管状況届出書の写し
- 3 点検記録簿
- 4 緊急時連絡表（携帯用、本社用等）
- 5 現保管場所の位置図
- 6 新保管場所の位置図

- 7 新保管場所の配置図
- 8 委員会の組織図（社内管理体制等）

【点検記録簿例】

PCB使用電気機器保管状況巡視点検記録簿

点検日 令和 年 月 日

点検者 所属 氏名 _____

	点検内容	異常の有無	異常内容／処置方法
機器本体	表示の取り付け状況		
	腐食・亀裂はないか？		
	変形はないか？		
	油漏れ、にじみはないか？		
	保管台数に異常はないか？		
	転倒していないか？		
保管容器	表示の取り付け状況		
	腐食・亀裂はないか？		
	変形はないか？		
	油漏れ、にじみはないか？		
	転倒・荷崩れしていないか？		
保管施設	施錠状態		
	表示の取り付け状況		
	床面の状態（ひびはないか）		
	施設内温湿度の異常はないか？		
	消火器の状況		
	換気設備の異常はないか？		
	壁・天井・扉等の異常はないか		
	雨漏れ、浸水の形跡はないか？		
	電気設備の異常はないか？		
	保管施設周辺の異常はないか？		

【PCB使用電気機器の取扱い上の留意事項について】

I 保管場所の移動に伴う運搬作業の留意事項

PCB廃棄物の運搬を行なう場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う。

特別管理産業廃棄物処理基準

▲ 収集運搬、処分の共通基準

- ①特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ②運搬又は処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③運搬又は処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること

▲ 収集運搬の基準

- ①特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ②特別管理産業廃棄物が、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し又は運搬すること。
- ③運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ④収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、その文書を携帯すること。
- ⑤運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に書面(※)を備え付けておくこと。
- ⑥収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- ⑦収納する運搬容器は、密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。

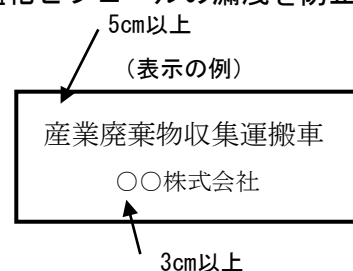
(※) ア. 氏名又は名称及び住所

イ. 運搬する産業廃棄物の種類、数量

ウ. 運搬する産業廃棄物を積載した日

エ. 積載した事業場の名称、所在地、連絡先

オ. 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



※ 運搬を行うときは、特別管理産業廃棄物処理基準の他、以下の手順で行う。

1 運搬計画

運搬を行う前に、下記の事項を盛り込んだ具体的な運搬計画を作成すること。

- ・ 運搬するPCB廃棄物の数量
- ・ 運搬回数、運搬時期、運搬手段、運搬ルートの設定
- ・ 梱包方法、搬入・搬出・運搬時の安全措置の検討
- ・ 各行政庁への届出等の確認
- ・ 事故時の緊急連絡体制と各行政庁への連絡
- ・ 事故時の事後措置
- ・ 運搬に関する社内管理体制

2 搬出作業

確認作業……搬出するにあたって、作業担当者と作業内容の打合せを十分行う。

梱包前にPCB廃棄物の数量のチェックを行う。

また、油漏れの有無をチェックする。

梱包作業……電気機器の場合、碍子・ドレインコック等の突起物は衝撃により破損し、PCB絶縁油が漏れる恐れがあるので、これらを保護する措置を講ずる。

運搬容器は保管容器と同じく油が外へ漏れない構造のものを用いる。

油漏れのある機器は、密閉容器に収納する。

積込作業……積込み・積卸し作業の際に落下等により破損し油漏れをおこす恐れがあるので、慎重に作業を行う。

クレーン、フォークリフト等の限度荷重を超えないよう注意する。

他の廃棄物と一緒にしないようにする。(PCB専用の運搬とすること。)

無理な積込みの仕方は、荷崩れや電気機器の破損等による油漏れの原因となるので注意する。

運搬車両(トラック等)に積み込んだとき、過積載とならないようにする。

3 運搬作業

確認作業……運搬ルート等の打合せを十分行う。

運搬……積荷は荷崩れや落下を防止する措置を施し、運搬中に荷崩れ等異変がないか絶えず気をつける。

運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類及び当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する。

4 搬入作業

確認作業……PCB廃棄物の数量のチェックを行う。

油漏れの有無をチェックする。

開封作業……開封・取り出しのとき、碍子・ドレインコック等の突起物は衝撃により

破損する恐れがあるので慎重に作業する。

梱包材・運搬容器でPCBが付着したものがあつた場合、PCB汚染物となるので、PCB廃棄物として保管する。

積下ろし作業……積み込み・積卸し作業の際に落下等により破損し油漏れをおこす恐れがあるので、慎重に作業を行う。

クレーン、フォークリフト等の限度荷重を超えないよう注意する。

4 油漏れ等事故時の対応

運搬に伴って生じた油漏れ等については、前項の「PCB使用電気機器のPCB油の油漏れ、流出時の措置」に準じて対応するとともに、直ちに関係各行政庁に連絡し環境測定、油回収等生活環境上の影響を最小限にするための措置を行う。

II PCB使用電気機器のPCB油の油漏れ、流出時の措置

1 油漏れが見つかった場合

直ちに堅牢な蓋付き金属製保管容器に当該機器を入れて保管する。また、漏れた油は少量であればウエス等で拭き取り、多量であれば白土、砂等に吸収させた後、ウエス等で拭き取る。なお、吸収させた白土、砂等及び拭き取った脱脂綿、ウエス等は廃掃法の特別管理産業廃棄物保管基準に基づき保管する。

2 流出した場合

流出し側溝、溜めます等に溜まったPCB油は直ちにポンプ、白土、砂、脱脂綿、ウエス等で回収し、ドラム缶、タンク等で保管する。

事業所は行政庁に報告し、周辺土壌の環境測定を行う等迅速かつ適切な措置を講じる。

3 地下浸透した場合

直ちにPCB油で汚染された土砂を回収しドラム缶等で保管する。

事業所は行政庁に報告し、周辺土壌の環境測定を行う等迅速かつ適切な措置を講じる。

III 事故処理等の作業と作業後の処置

1 作業等

PCB使用電気機器の検油、内部端子台での電圧タップの変更等の作業及びPCB使用電気機器の事故処理作業を行う場合には、次によりその作業を行う。

(1) PCB使用電気機器の油漏れ防止等の処置をする場合及びPCB使用電気機器のハンドホール又はカバーをあける場合は、人体への障害防止のためPCB使用電気機器を電源より切り離し油温が十分に下がってから処置する。

(2) やむを得ずPCB蒸気の発生する状態で作業する場合は、換気に十分注意するとともに、換気が不十分なとき、及び長時間作業するときには防護マスクを使用する。

(3) 作業時にはゴム手袋、眼鏡など適当な保護具を用いて直接油が人体に触れないよ

うにし、特に口や目にはいらないように注意する。

- (4) 油を外部にこぼさないように注意し、万一油をこぼした場合にはその油を回収し、おがくず、布などでよく拭き取る。
- (5) 作業は、迅速に行い作業完了後のPCB使用電気機器は、直ちに密閉し、開放時間はできるだけ短くする。

2 作業後の処置

上記の作業を行った場合は、その作業終了後、次により処置を行う。

- (1) 顔や手など皮膚にPCB油が付着した場合には、植物油（オリーブ油、椿油など）を脱脂綿につけて軽く拭き取った後、石鹼でよく洗う。
- (2) ゴム手袋、作業衣などにPCB油が付着した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法という）第12条の2第2項及びこの規定に基づく施行規則第8条の13（特別管理産業廃棄物保管基準）に基づき保管する。
- (3) 工具類に油が付着した場合ウエス等でよく拭き取る。
- (4) 上の3つの事項によって拭き取ったPCB油の付着したウエス等は、廃掃法第12条の2第2項及び同法施行規則第8条の13（特別管理産業廃棄物保管基準）に基づき保管する。

IV PCB使用電気機器の点検事項

月に1回程度、以下の点検事項について点検を行うことが望ましい。また、地震、火災等の事故時の直後にも点検を行うことが望ましい。

▲ 表示ラベルの状況

▲ 本体（碍子、ドレンコック等）、受皿、保管容器の腐食・亀裂の有無

▲ 油漏れの有無

▲ 保管台数の増減

▲ 本体、保管容器の転倒の有無

▲ 保管施設（建物）について

◇ 壁・床の亀裂の有無

◇ 雨漏れ・浸水の形跡の有無

◇ 扉・鍵・戸の異常の有無

◇ 換気設備の異常の有無

◇ 建物周辺の異常の有無

▲ 保管専用ラックの異常の有無

▲ 保管専用タンクの異常の有無